

抗議決議文

令和7年12月26日に開催された臨時会において、補正予算として議決された商品券事業について、当該補正予算が成立する前である令和7年12月24日付にて、事業の実施を前提とした具体的内容を記載した案内文書が作成され、かつ郵送されていた事実は到底看過できるものではなく、議会として極めて強い遺憾の意を表明する。

地方自治において、予算の議決は町民の負託を受けた議会にのみ与えられた最も重要な権限であり、これを経ることなく執行行為が行われたことは、議会制民主主義制度の根幹を揺るがす重大な問題である。

形式上「予定」との文言が用いられていたとしても、実際に印刷及び郵送という執行行為が行われている以上、本件が議会の議決を前提としない既定路線として進められていたことは否定できない。

本件は、個別の担当部署の判断や事務手続の問題として矮小化されるべきものではない。予算を伴う事業について、議会の議決前に執行行為が行われることを防ぐ責務は、最終的に理事者にある。組織全体を統括する立場にある理事者が、議会制民主主義の原則と財務規律を十分に認識し、適切に監督すべきであったにもかかわらず、これが果たされなかったことは、監督責任の欠如と言わざるを得ない。

また、本補正予算は、わずか二日後に臨時会での審議が予定されていたものであり、緊急性を理由として議決を待てない合理的事情は見当たらない。それにもかかわらず、あえて議会の議決前に文書を発送したことは、議決を単なる追認手続とみなし、議会の判断を事実上無意味なものとする重大な疑念を抱かせる。

このような行為は、議会を通じて表明される町民の意思を軽視するものであり、町が掲げる「町民と行政とが、ともに歩むまちづくり」という理念の実効性そのものに深刻な疑問を生じさせる。

議会は、行政と対立することを目的とするものではない。しかし、議会の議決を形式的なものとして捉え、事後的な追認にすり替えるような行為を容認することは、地方自治における議会制民主主義の形骸化を招く。

今回の事案は、行政と議会の信頼関係を著しく失墜する行為であり、一線を明確に越えており極めて重く受け止める必要がある。

よって議会は、本件における補正予算成立前の執行行為を厳しく指摘するとともに、理事者に対し、自らの監督責任を真摯に受け止め、今後いかなる場合においても、議会の議決を軽視することのない行政運営を行うよう、ここに強く抗議するものである。

令和8年1月27日
鷹栖町議会